

Q すくも 市議会だより

第47号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第三回定例会は、平成二十年九月三日に開会し、十四日間の会期で九月十六日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「専決処分」一件、「平成十九年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の各決算認定議案十四件、「平成二十年度一般会計補正予算」など予算議案十二件、「宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定について」など条例議案六件、その他の議案一件の合計三十四議案で、審議の結果、決算認定議案（決算特別委員会を設置、付託のうえ継続審査）を除いていずれも原案どおり、承認・可決されました。

補正予算

○一般会計（議案第十六号）
今回の補正予算は、総額で二億四七四万五千円が増額補正され、累計で九四億四、三四〇万八千円となりました。

（歳出の主なもの）

- ケーブルテレビ事業経営安定化支援貸付金
……………二、〇八二万円
- 財政調整基金積立金
……………一億六、五三四万円
- 有害鳥獣捕獲報償費
……………六三一万円



皆さんから提出された陳情は、「国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について」など二件が審議され、二件とも採択されました。

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	平成十九年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第3号	平成十九年度各特別会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第14号	平成十九年度宿毛市水道事業会計決算認定について	継続審査
第15号	平成二十年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第16号	平成二十年度各特別会計（簡易水道事業、国民健康保険事業、へき地診療事業、定期船事業、特別養護老人ホーム、学校給食事業、下水道事業、介護保険事業、土地区画整理事業、後期高齢者医療、水道事業）補正予算について	原案可決
第17号	宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定について	原案可決
第27号	宿毛市離島センターの設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決
第28号	公益法人等への職員のパ遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第29号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
第30号	宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第31号	宿毛市土地開発公社定款の一部を改正する定款について	原案可決
第32号	市道路線の変更について	原案可決
第33号	国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	原案可決
第34号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について	原案可決
意見書案 第1号		
第2号		

(歳入の主なもの)

○地方交付税

……………二億〇、九八四万円

○繰越金……………七、一一〇万円

○市税……………△五、一二七万円

○繰入金……………△四、三九七万円

条 例

◎宿毛市認可地縁団体印鑑条例の制定について

地方自治法が改正されたことを契機に、地縁団体の利便性向上のため、新たに条例を制定しようとするもの。

◎宿毛市税条例の一部を改正する条例について

平成二十一年十月より公的年金から個人市民税を特別徴収しようとするもの。

◎宿毛市スクールバスの住民利用に関する条例の一部を改正する条例について

道路運送法における有償運送が国土交通大臣による許可制から登録制に改正されたことに伴うもの。

◎市道路線の変更について

県道宿毛津島線の改良に伴う市道(出井二号線)の付け替えが完了したことに伴うもの。

そ の 他

陳 情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
第8号	(前議会提出分) 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について	採 択
第10号	障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書の提出について	採 択

決算特別委員会

(平成二十年九月十六日設置)

平成十九年度各会計決算認定議案(第二号~第十五号)は、決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査となりました。

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 西村 六男 |
| 副委員長 | 浦尻 和伸 |
| 委員 | 岡崎 利久 |
| 〃 | 野々下 昌文 |
| 〃 | 松浦 英夫 |
| 〃 | 中平 富宏 |
| 〃 | 有田 都子 |
| 〃 | 岡崎 求 |



決 算 特 別 委 員 会

九月定例会日程

9月3日(水)	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
4日(木)	休会	議案等精査
5日(金)	休会	議案等精査
6日(土)	休会	
7日(日)	休会	
8日(月)	本会議	一般質問
9日(火)	本会議	一般質問
10日(水)	本会議	議案質疑
11日(木)	休会	委員会審査
12日(金)	休会	委員会審査
13日(土)	休会	
14日(日)	休会	
15日(月)	休会	
16日(火)	本会議	委員長報告、質疑 討論、表決、閉会

一 般 質 問

九月定例会の一般質問は、八日、九日の二日間に六人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。

松浦英夫 議員

「レクリエーションの森」の活用と道路整備について

図 「奥藤自然観察教育林」は、生きた森林教育の場と併せて社会教育面や観光資源として利活用が十分に図られるように林野庁と連携を取り、子どもたちでも安全に、有効に利活用できるように遊歩道を整備していくことが重要である。

また、地区住民の生活道でもあり、観光道路として、有効に活用するために、「県道宿毛津島線」の改良計画はどのようなになっておるのか、併せて早期の拡張整備に向けて、今後どのような取り組みをするのか問う。

答 利活用については、関係課と協議しながら検討する。遊歩道の整備については、子

どもたちでも楽しく登れるように四万十森林管理署に強く要望する。

「県道宿毛津島線」は、宿毛市の重点要望事項として取り組む。



私たちの
まちの
未来像は

市民の
くらしは

子ども
たちの
教育は



ペットの火葬場建設について

図 愛着を持って家族同様に飼っているペットが亡くなった場合の処理の方法について、衛生面や環境面においても大きな問題が生じると考えるので、ペット専用の火葬場を造る計画はないか問う。

答 宿毛市独自でペット斎場の建設は考えていない。生活上の支障がある場合は、行政の指導等の対象範囲であれば対応していく。

公共の交通手段の確保対策について

図 過疎と高齢化が進む辺地において生活をしている住民のための、「住民の交通手段の確保対策」をどのように考えているのか問う。

そして、来年度からスクールバスが廃止となる「石原・舟ノ川地区」の交通手段確保対策はどのようなになるのか問う。

答 運行経費などを考慮した、必要最低限の交通手段を確保するために、現在の運送の継続を考えている。

「石原・舟ノ川地区」については、利用実績を考えた場合、運行の継続は難しい。



浦尻和伸 議員

豪華客船への宿毛市の売り込みについて

問 日本の豪華客船が宿毛湾港に停泊するが、お客さんは四万十川や足摺岬に観光に出かけ、宿毛市では停泊だけの感じがする。

答 今後、自然美豊かな宿毛市を売り出してはどうか。例えば栄喜のブルーツーリズムなど売り出してはどうか問う。

答 栄喜は修学旅行生を受け入れて、餌やりや魚のさばき体験等非常に頑張っている。今後も都会で体験できないようなことを宿毛のアクションプランとして売り込みをしていく。

片島、大島の振興について

問 宿毛市の西の玄関大島、片島をどう振興していくのか。

答 椰子の道を咸陽島公園まで延長し、咸陽島公園にボランテアとして宿毛市の市有林を利用した遊具を作ってはどうか。海には小型ケーソンを置き、休みには家族で釣りをしてはどうか。片島港に遊歩道を兼ね備えた浮き桟橋で、漁船と遊漁船の整備をしてはどうか。小型のクルーザーも係留し、クルーザーの管理を



漁民が行えば高齢になった漁民の就労の場ができ、所得向上にもつながるのではないかと問う。

答 また、観光名所として椰子の北から池島に吊り橋を架け、夜はスポットライトを照らしてはどうか問う。

問 平成二十一年度に椰子までの道路が完成する予定である。その後、咸陽島公園まで道路をおろし、市民の憩いの場を作っていきたく思っている。

答 片島については魚の加工場など魚を食べる場所を念頭に入れていきたい。

咸陽島から池島灯台までの吊り橋は、非常に夢のある話でいいと思いますが、財源が厳しく将来的なことから受け止める。



今城誠司 議員

行政評価システムについて

問 行政改革は、単純に削減すればいいものではなく限られた財源の中で、施策や事業の思い切った選択と集中が必要であり、行政評価システムの全面導入が必要と思われるが、本市の取り組み状況を問う。

答 平成十八年度予算編成時より、事務事業等調査票として運用し、事業の目的、手段、これまでの成果を再確認したうえで事業の妥当性を総合的に評価している。

予算提案の内容が、行政評価結果と考えているが市民にも分かりやすい評価指標的に改善していき、市民の目線に沿った行政運営に取り組んでいく。

学校施設の地震対策について

問 国内外で地震が多発しているが、本市の学校施設の耐震化は県下でも最低レベルになっているが、本市の地震対策についてその取り組み状況を問う。

答 六月に地震防災対策特別処置法の一部が改正され、国の補助率が引き上げとなったが、

補助単価と実施単価に大きな差があり、市町村が直ちに耐震化促進へ向けて効果が出るような法改正に至っていない。

本市は、教育効果・学習環境及び学級経営など考慮して学校再編計画に基づきできるだけ早く耐震化を図っていく。また、緊急地震速報装置の導入も検討する。



宿毛市独自の教育への取り組みについて

問 宿毛市独自の教育への教育委員会の展開方法について問う。

問 学校生活調査を実施し、生活面の改善による学力向上に取り組んでいる。小学校の英語教育については、坂本報効会からの援助により英語指導教員を派遣し独自に取り組みを行っている。また、問題を抱える子どもたちが増加しており、特別支援員・教育相談員・スクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決に取り組んでいる。



岡崎利久 議員

公園遊具の点検状況について

問 公園遊具の点検状況について問う。

答 本市には条例に定められている公園が十八ヶ所ある。都市公園の九ヶ所については、四ヶ月ごとに定期点検を行っている。日常点検については、危険性の高い遊具を設置していないので行っていない。残りの九ヶ所の公園のうち

八ヶ所に遊具を設置している。中筋川ダムサイト公園は、業者に管理委託をしている。農村公園の六ヶ所については、地元で草刈などを含め、管理しており、年一回以上の点検を行っている。咸陽島公園については、不定期で見回りを頻繁に行っている。点検回数としては、年四回以上です。



災害時要援護者対策について

問 災害時要援護者対策について問う。

答 南海地震による津波被害が予測される本市において、緊急時に即座に対応することのできる自主防災組織を初めとしまず地域住民の方々に、要援護者に関する情報を把握していただきまして、災害発生時に速やかに避難対策に取り組んでいただくことが、被害を少なくするために、非常に有効な手段だと考える。

今後は、できるだけ早く、要援護者のリストの作成とか、活用方法などを検討しまして、本市における災害時要援護者対策の仕組みづくりを構築していきたいと考えている。

中心市街地の活性化について

問 中心市街地活性化について問う。

答 本市におきましても、基本計画の認定を受けるべく、若手職員を中心としたプロジェクト

チームを組織し、商工会議所等と連携しながら、新たな中心市街地活性化基本計画の作成に着手している。

今後は、旧基本計画の検証とか、課題把握に向けたアンケート調査の実施、さらには中央で活躍されている本市出身の有識者のアドバイス等を受けながら、基本計画を仕上げていく予定である。



中平富宏 議員

行政改革大綱集中改革プランについて

問 平成十七年度に市長自ら策定した集中改革プランが、最近になって中止や変更になっている。

計画を表明することは市民に対しての約束だと考えるが、行革の柱となる案件の変更をどう考えているのか。

支所、学校、保育所の統廃合について問う。

答 改革プランの中止はあまり行っていない。また、プランが最上のものでない。市民への説明は広報などできちんと行っていく。

東部支所は住民の方からの反対を受け、現在の場所を継続する中で効率化を図っていく。小筑紫支所は千寿園への移転に向けての協議中である。

小筑紫地区小学校三校統合は、栄喜地区の合意が頂けないが、あくまでも三校の統合が基本である。

大島、宿毛、松田川、橋上の小学校の統合に向けた説明会は新校舎建設場所決定後、

早い時期に行いたい。
中央保育園の廃園は震災対策、交通安全対策など解決できないような問題があり、延期することにした。



宿毛市の振興策 について

問 芋焼酎の製造販売などをする会社に地域開発支援事業補助金として、設備投資費の約八割に当たる八千万円の補助を決定した。

その中には、宿毛市が財政調整基金を取り崩してまで三千万円を支出しているが、費用対効果の観点からその効果をどう考えているのか問う。

答 この支援事業は焼酎工場を中心に堆肥工場など、地域資源を効果的に結びつけ魅力ある地域づくりと地域振興を実現させるためのものである。その効果は、農業従事者の所得向上、遊休農地の解消、雇用創出に効果があると考えている。

今後、この事業を起爆剤として直七の搾取工場や、水産加工施設の事業化につなげていきたい。



浅木 敏 議員

介護保険について

問 宿毛市内の介護事業所で不正が発生したが、その内容と行政としての対応、今後の再発防止策を問う。

答 宿毛市二ノ宮の有料老人ホームに併設されている、訪問介護と居宅介護の二事業所が八月一日付けで、介護保険事業所の指定取消処分を受けた。理由は施設所在地の訂正不届け、人員配置基準違反並びに不正請求などである。

今後、再発防止に向けて県とも協力しながら事業所の指導を行う。

原油高騰対策 について

問 原油高騰などで市民生活が深刻になり、特に農林漁業や中小企業は大打撃を受けている。

土佐清水市では漁業者に対し、消費燃料一リットルに三円の補助、農家に対する補助も九月補正予算に組んだ。

宿毛市でも生産者が元気を取り戻す支援に英断を下す時ではないか問う。

答 原油価格にリットル何円というものを補てんしても付け焼き刃的なもので、未来永劫続けるわけにはいかない。宿毛市としては他市が行っている重油代に何円補助というふうな形でなく、農家のハ

ウスや漁業の電気などを自然エネルギーに転換できないか考えている。

雇用促進住宅 について

問 政府は全国で三十五万人が生活している雇用促進住宅を、二〇二一年までは全廃することを閣議決定し、すでに入居者に退去通知を出している所もある。また、自治体に買い取りを求めている。

西町にも雇用促進住宅があるが、政府に廃止方針の見直しを求めるなど、入居者の不安を解消する対策を問う。

答 西町の雇用促進住宅については、昨年の九月に雇用力開発機構の職員から説明と買い取りの打診を受けた。提示金額は四千七百万円である。現在、購入の可能性について検討中である。廃止は国策だから私どもが残せとは言いがたい。



行政視察報告

総務文教常任委員会が、先進地視察を実施しましたので、その概要を報告します。

日時 七月十六日
視察地 北海道滝川市
概要

滝川市は、石狩平野の北部に位置し、石狩川と空知川に挟まれた平野部に広がる中空知地域の中心都市で面積二一・五・八二平方キロメートル、人口四万五、五六二人であり、豊かな自然の恵みを受け、健康で文化的なまちとして発展している。

◎心の教育推進プランについて

心の教育推進プランは、過去の「いじめ問題」を発端とした痛ましい事件を受け、教育委員会事務局内に「心の教育推進室」を設置するなど自他の生命を大切にする心の育成に取り組んでいる。

主な事業内容は、いじめのない社会をつくるという考えに立ち、子どもたちの「自分と向き合う心、社会に向き合

う心」を育成することを目的に「緊急プログラム」と「長期プログラム」がある。

特筆すべき施策として、①スクールカウンセラーの充実、②いじめ相談電話、③児童、生徒の心に響く道徳事業（地域の協力）、④ポスター、映画等の制作、⑤教師へのカウンセリング研修会、⑥自然体験の積極的な取り入れ等を実施している。

今後は、家庭教育へ、どうより深く関わっていくか、いかにして地域と学校を結び付けていくかが今後の大きな課題となっている。

◎たかかわ文化村推進事業について

平成十一年に文化の薫りあるまちづくりを目指し、広く市民に芸術文化の振興を図り、個性ある地域文化創造の環境づくりを寄与することを目的に発足、十年を迎えている。

主な事業内容は、演劇ワークショップ、アナウンス講座、舞台技術講座、吹奏楽クリニック、朗読ワークショップ、ダンスワークショップ等がある。十年間実施して、受講することによる技術の向上等、効果は多大であるという結果は出ているが、内容の専門性が強く、広く市民にいきわたらないという点の克服が今後の課題である。



日時 七月十七日
視察地 北海道富良野市
概要

富良野市は、北海道の中心に位置し、地域の約七十パーセントが山林で、面積六〇・九七平方キロメートル、人口二万五、〇七六人であり、美しい自然環境の中で、観光、保養、スポーツなどを提供できる長期滞在型リゾート地として発展している。

◎地域資源を活用したまちづくりについて

「環境、感動、癒しの大地、ふらの」をテーマとして、恵まれた自然景観、観光資源（ラベンダー）を生かし、観光客増加を図るため国内外に対する市のトップセールス等々、官民一体となって取り組んでいる。これからは自然の中で育かれた食の提供、農業や芸術文化体験などの連携を図り、季節に関係なく通年型滞在観光地づくりの推進にも力を入れていく。また、受入れ環境の整備として、交通アクセスの整備、観光ルートの設定、情報発信の充実による誰でも安心して一人歩きできる観光地づくりや、今後増加が見込まれる団塊の世代や外国人観光客にも目を向けている。

◎まちづくり出前講座について

市民の要望に応じ、市職員が市民の元へ出向き、仕事の説明をするというまちづくり出前講座を実施している。市の仕事への理解を求めるとともに、種々の事業や事務の見直し、よりよき地域づくりのために市と市民が共に行動するための「まちづくり情報」の共有等、有意義な方向性を持つ企画である。

講座例として、パソコンを楽しもう、富良野の農業、温暖化を考える等々で、最近の傾向としては、後期高齢者医療制度や防災に関する出前講座が多くなってきている。



意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書

二〇〇六年四月から施行された障害者自立支援法により、障害者福祉の現場は未だに混乱が収まらない状況にある。

特に障害者施設や住宅支援の利用にかかる応益負担（定率一割）の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所サービス利用の制限などの形で生活水準の低下を引き起こしている。

また、サービス事業所も報酬単価の引き下げや日払い化によって経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖など、福祉サービスの低下や縮小が深刻化している。

政府は、障害者自立支援法に関連し、二〇〇八年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行ない、さらに、この特別対策を二〇〇九年度

以降も継続し、障害児のいる世帯への軽減策などを上乘せするとしている。

これらについては、一定の評価をするものの、緊急避難的な処置に過ぎない。

二〇〇六年十二月、国連総会で「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、二〇〇七年九月、日本は同条約に署名を行っている。

世界の潮流に鑑み、真に障害者に対する差別を撤廃し、障害者の自立と社会参加を求める立場から、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

- 一 利用者負担は、負担できる能力に応じた応益負担を原則とすること。また、利用料の算定に当たっては、本人収入のみに着目すること。
- 二 指定障害者福祉サービス事業者等に対する報酬を確保

し、おおむね障害者自立支援法施行以前の収入を維持すること。

※以下、紙面の都合により、本文は割愛します。

◎国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書



★会議録の閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスワンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



編集後記

まさにスポーツの秋、芸術の秋といわれますように各地で運動会や展覧会等の行事が行われております。

九月定例会においては六名の議員が登壇して、市民の目線に立ち執行部に対して一般質問や質疑を通じて、意見や提言を行うなど活発な議論を交わしました。

今後においても議会といたしましては、行政の執行状況について監視役としての役割を明確にする中で、宿毛市の発展並びに市民の幸せを追い求め賢明の努力をいたす所存でありますので、皆さんの積極的なご指導並びにご意見を賜りたいと存じます。

編集委員

- 今城 誠 司
- 松浦 英 夫
- 中平 富 宏
- 浦尻 和 伸
- 濱田 陸 紀